

解 説

早稲田大学海法研究所外国海法研究会

中国における海事仲裁について

雨宮 正啓（弁護士）
李 剛（中国弁護士）
方 懿（元上海海事法院法官）

- 第一 はじめに
- 第二 制定法、司法解釈及び条約
- 第三 国内仲裁
- 第四 外国仲裁
- 第五 おわりに

第一 はじめに

中国では、当事者間で解決できない海事紛争について、海事法院における訴訟で解決されることが多い。しかし、紛争解決地として中国が選択されるような場合には、訴訟ではなく仲裁が選択されることも見受けられるようになった。これは、中国の裁判所による判決は日本では執行が認容されていないところ、両国とも「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（以下「ニューヨーク条約」という。）に批准しているため、原則として中国における仲裁判断も日本で執行が認められるからである。そこで、近年では申立て件数が増加する傾向にあり、実務において今後ますます重要性が高まると思われる海事仲裁を概説することにしたい。

本稿では、仲裁に適用される制定法、司法解釈及び条約を紹介し、中国国内で行われる国内仲裁、並びに船荷証券において外国仲裁を合意した場合の効力及び外国で行われた仲裁判断の中国国内での執行という外国仲裁に関連する問題を紹介する。

第二 制定法、司法解釈及び条約

1. 中国仲裁法と司法解釈

中国の仲裁に関する主な現行法制度は、第八期全国人民代表大会常務委員会の第九回会議において1994年8月31日に採択され、1995年9月1日から実施されている「中華人民共和国仲裁法」（以下「中国仲裁法」という。）に規定されている。日本の仲裁法は、1985年に採択された国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル仲裁法に準拠して制定されているが、中国仲裁法は、モデル仲裁法に準拠しているものではない。中国仲裁法は次の8章により構成されている¹。

¹ 中国仲裁法の翻訳は中国総合研究所「現行中華人民共和国六法第5巻」6501頁以下を参照。

- 第一章：総則（1条～9条）〔仲裁事件の範囲、仲裁判断の効力など〕
- 第二章：仲裁委員会と仲裁協会（10条～15条）
- 第三章：仲裁合意（16条～20条）
- 第四章：仲裁手続（21条～57条）〔申立て及び受理、仲裁廷の構成、審理及び仲裁判断〕
- 第五章：仲裁判断取消しの申立て（58条～61条）
- 第六章：執行（62条～64条）
- 第七章：涉外仲裁の特別規定（65条～73条）²
- 第八章：附則（74条～80条）

最高人民法院は、2006年8月23日、中国仲裁法の司法解釈として、「『中華人民共和国仲裁法』の適用に際する若干の問題に関する解釈」（以下「仲裁法解釈」という。）を公布している。仲裁法解釈は31か条からなるが、1条から16条は仲裁合意の効力認定に関する規定であり、17条から30条は仲裁判断の取消しと執行に関する規定である。仲裁法解釈は裁判所が受理する仲裁に關わる事件を規律している。

2. 中国民訴法と司法解釈

1982年に公布され、2012年に第2次改正された「中華人民共和国民事訴訟法」（以下「中国民訴法」という。）及び同法に関する最高人民法院の司法解釈規定において、仲裁執行、中国における涉外仲裁及び外国仲裁などに関する規定が設けられている。

中国民訴法237条は、仲裁判断の執行、特に執行拒否の要件を規定している。同法239条は、仲裁判断を含む法律文書の執行申立期間を2年間と定めている。同法271条から275条は、中国における涉外仲裁に関する規定である。同法283条は、外国仲裁判断の承認と執行の規定であるが、外国仲裁判断は、中国が締結した又は参加した国際条約に基づき、若しくは互恵原則に基づき処理されるとしている。

中国は1986年12月2日に「ニューヨーク条約」に加入しており、外国仲裁判断は原則として中国で承認及び執行が認められる。また、最高人民法院は2000年に「中国内地と香港特別行政区相互の仲裁判断の執行に関するアレンジメント」及び2007年に「中国内地とマカオ特別行政区相互の仲裁判断の認可³と執行に関するアレンジメント」の二つの司法解釈を発布した。これらアレンジメントの認可又は拒否の要件は、ニューヨーク条約の関連規定とほぼ同様である。

なお、海事事件について国内仲裁判断の執行管轄並びに外国仲裁判断の承認及び執行管轄に関する規定は、「中華人民共和国海事訴訟特別手続法」及び同法に関する最高人民法院の司法解釈規定に設けられている。

² 涉外仲裁とは、涉外的要素を有する経済貿易、運送及び海事紛争に関する仲裁である（中国仲裁法65条）。涉外仲裁には、国内紛争事件と異なる特別な規律が適用される。

³ 「認可」と「承認」は同意義であるが、中国において「承認」とは外国における仲裁判断、「認可」とは国内の異なる法域における仲裁判断の場合に使われることから、ここでは「認可」と訳した。

第三 国内仲裁

1. 海事仲裁機関

(1) 概要

中国仲裁法は、アドホック仲裁を認めていないので、中国において実施される海事仲裁は全て機関仲裁である。日本においては、機関仲裁のみならずアドホック仲裁も認められている。日本における唯一の海事専門の仲裁機関は、一般社団法人日本海運集会所（以下「日本海運集会所」という。）である。以下に中国の主な海事仲裁機関を紹介する。

①中国海事仲裁委員会

中国海事仲裁委員会（China Maritime Arbitration Commission、略称 CMAC）は、中国国际貿易促進委員会内に設置されている国内外の海事紛争を受理する常設仲裁機関であり、中国国务院の1958年11月21日付けの決定により1959年1月22日に設立された。中国海事仲裁委員会の本部は北京にあり、上海、天津、重慶、深圳、香港、福建に支部委員会が設置されている⁴。中国海事仲裁委員会は、中国で唯一の全国的な海事専門の仲裁機関である。

中国海事仲裁委員会は、設立から50年を超えて、処理事件の数は増加する傾向にある。特に、2003年に上海支部を設置した後、事件数及び係争金額ともに大幅に増加した⁵。近年のデータによれば、2008年から2013年までの間に合計491件の事件を受理しており、係争金額は66.9億人民元にのぼっている。特に、2013年の受理事件は137件であり、年間の受理件数が初めて100件を超えた⁶。なお、海事法院の同年の解決した海事事件件数は約11,000件⁷にのぼり、海事紛争の解決手段としては、仲裁より訴訟の方が多く利用されている⁸。

②各地方仲裁委員会に設置されている国際航運仲裁院

中国仲裁法が公布された1994年以降、各地の人民政府の関係部門と商業協会が合同で、各地に仲裁委員会を設立した。

特に、上海の地域仲裁委員会が2009年に「国際航運仲裁院」という名称の海事仲裁事件を受理する支部機関を設立した以降、アモイ（2011年）、大連（2012年）、広州（2015年）と各地の港湾都市の地域仲裁委員会が次々と国際航運仲裁院を設立した。

近年のデータによれば、海事仲裁事件の半数以上は中国海事仲裁委員会が受理しており、その他は各地の国際航運仲裁院が受理している⁹。

(2) 受理範囲

日本海運集会所は受理する事件の範囲を特に定めていないが、中国では各仲裁機関が受理する事件の範囲を定めている。本項では、代表的な海事仲裁機関である中国海事仲裁委員会の事件受理範囲を紹介する（「中国海事仲裁委員会仲裁規則」（以下「海仲規則」という。）3条（受

⁴「海仲简介」中国海事仲裁委員会公式サイトより。
<http://www.cmac-sh.org/index.php?m=Page&a=index&id=166> [最終閲覧：2016年12月28日]。

⁵顧国偉：「中国海事仲裁発展初探」、「中国海商法年刊」2009年9月号98頁。

⁶「中国海事仲裁年度報告（2014）」4頁。

⁷「最高人民法院工作報告（2014）」中国全国人民代表大会公式サイトより。

http://www.npc.gov.cn/npc/dbdhy/12_2/2014-03/18/content_1856651.htm [最終閲覧：2016年12月28日]。

⁸海事法院と海事訴訟につき、箱井崇史・張秀娟・方懿「中国の海事法院について」本誌218号24頁以下を参照。

⁹「中国海事仲裁年度報告（2014）」4頁。

理範囲))¹⁰。

- 1) 傭船契約、複合運送契約又は船荷証券、海上運送状などの運送書類に関わる海上貨物運送、水上貨物運送及び旅客運送に関する紛争。
- 2) 船舶その他の海上移動式装置の売買、建造、修理、リース、融資、曳航、衝突、救助又は引揚げ若しくはコンテナの売買、製造、リース又は融資に関する紛争。
- 3) 海上保険及び共同海損に関する紛争。
- 4) 船用品及び燃料の供給、海事担保、船舶代理、船員労務又は港湾作業に関する紛争。
- 5) 海洋資源の開発利用又は海洋環境汚染に関する紛争。
- 6) 運送代理、利用運送、道路運送、鉄道運送又は航空運送、コンテナ運送、混載又は開梱、宅配便、倉庫保管、加工、配送及び仕分け、物流情報管理、運送用具、運搬荷役用具、倉庫施設、物流センター又は配送センターの建設、売買若しくはリース、物流設計又はコンサルティング、物流関係の保険、物流から生じる不法行為、その他物流に関する紛争。
- 7) 漁業生産又は漁獲などに関する紛争。
- 8) 当事者双方の合意により仲裁委員会に付託するその他の紛争。

上記1)乃至7)に含まれていない紛争であっても当事者双方の合意があれば、中国海事仲裁委員会の仲裁に付託することは可能である。

(3) 仲裁人の資格

日本の仲裁法では、仲裁人の資格要件を定めていないが、中国では、仲裁人となるためには、次のいずれかの要件を満たさなければならない（中国仲裁法13条2項）。

- 1) 仲裁関連の職務に従事する期間が8年を超えている。
- 2) 弁護士業務に従事する期間が8年を超えている。
- 3) 裁判官の在任期間が8年を超えている。
- 4) 法律研究又は教育に従事し、かつ、高級職名を有している。
- 5) 法律知識を有し、且つ経済貿易などの専門的な仕事に従事して、高級職名又は同水準の専門性を有している。

中国海事仲裁委員会の仲裁人は、航海、保険、法律などの専門知識と実務経験を有する中国及び外国の専門家から選任されている。仲裁委員会は定期的に仲裁人名簿を公表している。2014年5月1日に公表された仲裁人名簿によると、現在の仲裁人は合計282人、そのうち中国大陸の仲裁人が216人、香港、マカオ、台湾又は外国籍の仲裁人が66人である¹¹。

2. 仲裁合意

(1) 仲裁合意とは

中国において、仲裁の基礎が仲裁合意に存することは日本と同様である。仲裁合意には、契約書によってなされた仲裁条項、及びその他書面の方式により紛争発生前又は紛争発生後になされる仲裁請求の合意を含む（中国仲裁法16条1項）。「他の書面方式」による仲裁合意とは、契約書、メール、データメッセージ（電報、テレックス、ファックス、電子データチエ

¹⁰ <http://www.cmac-sh.org/index.php?m=Page&a=index&id=262> (最終閲覧 2016年12月28日)

¹¹ 「仲裁員名簿（2014年5月1日以降）」中国海事仲裁委員会公式サイト

<http://www.cmac-sh.org/index.php?m=Page&a=index&id=27> (最終閲覧 2016年12月28日)。

ンジ及び電子メールを含む)などの形式によって仲裁の申立てを行う合意である(仲裁法解釈1条)。

仲裁合意には、1)仲裁請求の意思表示、2)仲裁事項及び3)選定する仲裁委員会に関する内容が含まれていなければならない(中国仲裁法16条2項)。

仲裁合意がある場合には、それが無効でない限り、当事者の一方が人民法院に訴訟を提起しても、人民法院は、これを受理しない(中国仲裁法5条)。

(2) 仲裁合意の無効

中国仲裁法は、1)約定の仲裁事項が法律に定める仲裁範囲を超える場合、2)行為無能力者又は行為制限能力者が合意した場合、及び3)一方が脅迫の手段を講じ、相手方に仲裁の合意を迫った場合のいずれかの事由がある場合に仲裁合意が無効となる旨を規定している(中国仲裁法17条)。しかし、実務上、仲裁合意を無効とする原因は以上に限られず、仲裁合意の内容が不明な場合なども仲裁合意の無効原因とされている。

(3) 不明確な仲裁合意

仲裁法解釈は、内容が不明な仲裁合意に関し、以下の規定を設けている。

仲裁合意においては、いずれの仲裁機関を選定しているか明らかではないが、別途仲裁機関を特定できる場合には、当事者が当該仲裁機関を選定したものと見做す(仲裁法解釈3条)。

仲裁合意において二つ以上の仲裁機関を選定している場合、当事者が実際に仲裁を行う仲裁機関について合意できない限り、仲裁合意は無効となる(仲裁法解釈5条)。

仲裁合意において、特定の地の仲裁機関に付託する旨合意している場合、当該地に存在する仲裁機関が唯一のものであれば、その仲裁機関に仲裁を付託しているものと見做す。当該地に二つ以上の仲裁機関が存在する場合、当事者間でいずれかの仲裁機関に付託するか合意できなければ、仲裁機関に関する合意は無効となる(仲裁法解釈6条)。

当事者が紛争を仲裁に付託することも、人民法院に訴え提起することも合意している場合、仲裁合意は無効である。ただし、当事者の一方が仲裁機関に仲裁を申し立てた場合、他方が定められた期間内に異議を申し立てないときは、仲裁合意は有効となる(仲裁法解釈7条)。

当事者が仲裁合意の効力に対して異議のある場合は、仲裁委員会の決定、又は人民法院の裁定を申し立てることができる。当事者の一方が仲裁委員会に申し立て、他方が人民法院に申し立てた場合には、人民法院が裁定する(中国仲裁法20条1項)。仲裁合意で選定された仲裁機関の所在地を管轄する中級人民法院が仲裁合意の効力を確認する事件の管轄権を有する。いずれの仲裁機関が選定されているか不明な場合には、仲裁合意の締結地又は被申立人の住所地の中級人民法院が管轄権を有する(仲裁法解釈12条1項)。特に、海事海商紛争に関する仲裁合意の効力を確認する事件については、仲裁合意で選定された仲裁機関の所在地、申立人又は被申立人の住所地の海事法院がその管轄権を有する。上記の地に海事法院が存在しない場合には、近隣の海事法院が管轄権を有する(仲裁法解釈12条3項)。

3. 仲裁手続

日本においては、仲裁廷が従うべき仲裁手続きは当事者の合意により定めるところによる(仲裁法26条)。機関仲裁の場合、当該機関の仲裁規則に従って仲裁することに合意していれば、

仲裁規則が仲裁法に優先して適用される。これに対して、中国では仲裁機関の仲裁規則は仲裁法を補充するものであり、より詳細な規定を設けている。

以下では、中国仲裁法と中国海事仲裁委員会の海仲規則による仲裁手続について紹介する。

(1) 申立て及び受理

仲裁手続は仲裁委員会が仲裁申立書を受領した日から開始する（海仲規則 11 条）。当事者が仲裁を申し立てる場合、仲裁申立書と証拠を提出し、さらに仲裁委員会の仲裁費用表による仲裁費用を納付しなければならない（海仲規則 12 条）。仲裁委員会は、仲裁申立書を受領した日から 5 日以内に受理するか否かを決定して、当事者に通知しなければならない（中国仲裁法 24 条）。被申立人は仲裁の通知を受領した日から 30 日以内に答弁書を提出しなければならず、反対請求がある場合には、30 日以内に申し立てなければならない。正当な理由がある場合には、被申立人は答弁書又は反対請求の提出期限の延期を申し立てることができる（海仲規則 15 及び 16 条）。当事者は、仲裁手続きにつき、中国人または / 及び外国人を代理人に選任することができる（海仲規則 22 条）。

(2) 財産の保全

当事者の一方は、相手方の行為その他の原因で、仲裁判断の執行ができなくなる場合又は困難となる場合に備えて、財産の保全を申し立てができる（中国仲裁法 28 条 1 項）。当事者が海事請求保全又はその他の財産の保全を申し立てる場合、仲裁委員会は当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産の所在地を管轄する海事法院若しくはその他管轄権のある法院に提出しなければならない。当事者が仲裁手続開始前に海事請求保全又はその他の財産の保全を申し立てようとする場合、被保全財産の所在地を管轄する海事法院又はその他の管轄権がある法院に提出しなければならない（海仲規則 23 条）。

(3) 証拠の保全

証拠滅失のおそれがある、又は将来証拠の収集が困難となる場合、当事者は証拠の保全を申し立てができる（中国仲裁法 46 条）。当事者が証拠の保全を申し立てる場合、仲裁委員会は証拠の所在地を管轄する海事法院又はその他の管轄権を有する法院に当事者の申立てを提出しなければならない。当事者は、仲裁手続開始前に証拠保全を申し立てる場合、証拠の所在地を管轄する海事法院又はその他の管轄権を有する法院に提出しなければならない（海仲規則 24 条）。

(4) 仲裁人の選定及び仲裁廷の構成

仲裁廷は 3 名の仲裁人又は 1 名の仲裁人で構成される。当事者の合意又は仲裁規則に特段の定めがある場合を除き、仲裁廷は 3 名の仲裁人で構成される（海仲規則 29 条）。各当事者は仲裁通知を受領後 15 日以内に、自ら 1 名の仲裁人を指名するか、又は仲裁委員会の主任に委託して 1 名の仲裁人を指名しなければならない。第三の仲裁人は被申立人が仲裁通知を受領してから 15 日以内に、当事者双方が指名、又は仲裁委員会の主任に委託して指名する。三番目の仲裁人が主任仲裁人となる（海仲規則 31 条）。

当事者は、仲裁人の公正性又は独立性を疑われるおそれのある正当な理由がある場合、書面で忌避の申立てができる。忌避申立てを行う当事者は、申立て事項及び理由を明らかにし、証

明しなければならない。忌避申立ては仲裁廷の構成に関する通知を受領した日から 15 日以内に、書面で提出しなければならない。その後に忌避事由の存在を知った場合、その日から 15 日以内で開廷審理の終結前であれば、忌避の申立てを行うことができる。忌避については、仲裁委員会の主任が決定する。この決定には理由を付す必要がない（海仲規則 36 条）。

(5) 審理及び仲裁判断の作成

仲裁廷は、原則として口頭審理を行わなければならないが、当事者双方が合意し仲裁廷が認める場合、又は仲裁廷が口頭審理の必要性がないと認めて当事者双方の同意を求める場合、書面審理のみを行うことができる（海仲規則 39 条）。

当事者は申立て、答弁又は反対請求における主張について、証拠を提出して証明しなければならない（海仲規則 45 条）。口頭審理の場合は、証拠は口頭審理において提出しなければならず、当事者は証拠を質すことができる。書面審理事件における証拠、又は口頭審理終了後に提出され、書面で質すことに当事者が同意する証拠については、書面で質すことができる（海仲規則 46 条）。

仲裁廷は、必要があると認める場合、事実を調査し、証拠を収集することができる（海仲規則 47 条）。

当事者双方が調停を行うことに同意する場合、仲裁廷は仲裁手続内で調停を行うことができる。また、当事者間で和解することも可能である（海仲規則 52 条）。

一般的に、仲裁廷が構成された後 6 か月間以内に仲裁判断書を作成しなければならないが、この期限を延長することは可能である（海仲規則 53 条）。3 名の仲裁人による仲裁判断は仲裁人全員又は過半数の意見による。特定の意見が過半数とならない場合、仲裁判断は主任仲裁人の意見による。仲裁判断は終局的で、当事者双方に効力が及ぶ（海仲規則 54 条）。仲裁廷は、仲裁判断書において仲裁費用及びその他の費用を決定することができる（海仲規則 57 条）。

(6) 簡易仲裁手続

係争金額が 200 万人民元以下の紛争、又は当事者双方が同意する場合には、簡易手続により仲裁が行われる。係争金額が存在しない又は明確でない場合には、簡易手続に付すことについての当事者双方の同意がある場合を除き、仲裁委員会は事案の複雑さと関係する利益の軽重その他の要素を考慮して、簡易手続によるか否かを決定する（海仲規則 61 条）。

簡易手続では、当事者双方の異なる合意がない限り、単独仲裁人により審理される（海仲規則 63 条）。答弁及び反対請求の提出期限は合計で 20 日間である（海仲規則 64 条）。仲裁廷は、当事者の意見を求めた後、当事者から提出される主張書面及び証拠に基づき書面審理を行うか、又は口頭審理を行うかを決定することができる（海仲規則 65 条）。一般的に、仲裁廷が構成された後 3 か月間以内に仲裁判断書を作成しなければならないが、この期限を延長することは可能である（海仲規則 67 条）。

4. 仲裁判断の効力及び取消し

(1) 効力

日本においては、仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する（仲裁法 45 条 1 項）。中国においても同様に、仲裁は一審終局の制度である。仲裁判断がなされれば、仲裁委員会又は人民

法院は、同一の紛争に関する再度の仲裁申立て、又は訴訟提起を受理しない。仲裁判断に対し人民法院が取り消し、又は執行しない旨を裁定した場合には、当事者は、当該紛争について新たに合意した仲裁合意に基く仲裁の申立て、又は人民法院に訴えを提起することができる(中国仲裁法 9 条)。

(2) 取消し

当事者は、証拠に基づき以下のいずれかの事由があることを証明する場合には、仲裁委員会所在地を管轄する中級人民法院に仲裁判断の取消しを申し立てることができる。

- 1) 仲裁合意が不存在である場合。
- 2) 仲裁判断が、仲裁合意の範囲を越える事項を含む、又は仲裁委員会の権限を越える場合。
- 3) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が法令に違反している場合。
- 4) 仲裁判断の根拠となる証拠が偽造されたものである場合。
- 5) 相手方当事者が仲裁委員会の公正な判断に影響を及ぼすに足る証拠を隠蔽した場合。
- 6) 仲裁人が当該事件に関して、賄賂を要求または収受し、私利のために不正を働き、若しくは法を曲解して判断する行為がある場合。

人民法院は、合議廷を構成して上記申立てを判断しなければならず、上記事由の一があることを審査確認した場合は、仲裁判断を取り消さなければならない(中国仲裁法 58 条 2 項)。さらに、人民法院は、当該判断が社会公共の利益に反すると認める場合は、判断を取り消さなければならない(中国仲裁法 58 条 3 項)。

取消しが認められる事由のうち、4) 偽造証拠及び5) 証拠隠蔽の場合、人民法院は仲裁廷に一定期限内に改めて仲裁をさせることができる(仲裁法解釈 21 条)。人民法院が指定した期間以内に仲裁廷が改めて仲裁手続きを開始する場合には、人民法院は取消手続を終結させる。同期間以内に改めて仲裁を開始しない場合には、人民法院は取消手続きを再開する(仲裁法解釈 22 条)。

5. 仲裁判断の執行

(1) 執行の申立て

当事者が仲裁判断に従わない場合は、相手方当事者は、民事訴訟法などの関連法令により人民法院に執行を申し立てができる(中国仲裁法 62 条)。仲裁判断の執行事件は執行対象者の住所地又は執行される財産の所在地の中級人民法院が管轄権を有する(仲裁法解釈 29 条)。

仲裁判断執行の申立てに対し、仲裁判断取消しの申立てが行われた場合は、人民法院は、執行を中止しなければならない。人民法院は、仲裁判断を取り消す場合には、執行を終了しなければならない。仲裁判断取消しの申立てが棄却された場合は、人民法院は、執行を再開しなければならない(中国仲裁法 64 条)。

海事仲裁判断の執行の場合、当事者は執行される財産の所在地又は執行対象者の住所地の海事法院に対し執行を申し立てなければならない。執行される財産の所在地又は執行対象者の住所地に海事法院が存在しない場合、当事者はその地を管轄する中級人民法院に対し執行を申し立てなければならない(中華人民共和国海事訴訟特別手続法 11 条)。

(2) 執行の不承認

仲裁判断の執行不承認に関する規定は、中国民訴法に設けられている。被申立人が証拠を提

出して、以下に掲げる事由のいずれかに仲裁判断が該当することを証明した場合には、人民法院は合議廷により審査を行い、事実と照合して、執行しない旨を裁定する（中国民訴法 237 条）。執行承認の要件と取消しの要件は、ほぼ同様である。

- 1) 当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意が調わなかった場合。
- 2) 仲裁判断が、仲裁合意の範囲を超える事項を含む、又は仲裁委員会の権限を超える場合。
- 3) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が法令に違反している場合。
- 4) 仲裁判断の根拠となる証拠が偽造されたものである場合。
- 5) 相手方当事者が仲裁機関の公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合。
- 6) 仲裁人が当該事件に関して、賄賂を要求または収受し、私利のために不正を働き、若しくは法を曲解して判断する行為がある場合。
- 7) 当該判断の執行が社会的公共利益に反する場合。

第四 外国仲裁

1. 船荷証券上の外国仲裁条項の効力

船荷証券裏面約款に外国仲裁条項が規定されている、又は外国仲裁条項を定めている航海傭船契約が船荷証券に摂取されているにもかかわらず、中国において運送人に対して訴えが提起された場合、被告である運送人から当該仲裁条項に基づき、管轄権の異議が申し立てられることが多い。

中国では、船荷証券上の仲裁条項の効力に関して法は明確に規律しておらず、各人民法院の判断も一致しない。以下では、最高人民法院による特定の案件における回答書¹²及び判決例を紹介して、船荷証券上の外国仲裁条項の効力について検討する。

(1) 船荷証券約款における外国仲裁条項の効力

①裏面約款

ANL ×× 及び大連×× 国際貨運代理有限公司間の海上貨物運送契約に関する紛争において、船荷証券裏面約款の仲裁条項の効力が争われた。当該仲裁条項は「当該船荷証券に起因する紛争又は当該船荷証券に係る紛争（船荷証券の発行、効力の発生又は終了に関するあらゆる紛争を含む）は、現行 SIAC 規則によるシンガポール仲裁廷の仲裁に付託しなければならない。当該規則が本条項にしたがって有効に船荷証券に摂取されるものとする」と規定していた。

本件で、浙江省高級人民法院は、控訴審判決において、「仲裁条項は当事者が将来発生する紛争について仲裁機関で解決するという合意を実現するために締結されるものである。本件船

¹²『最高人民法院による人民法院による涉外仲裁及び外国仲裁事項の処理に関する問題の通知（法發〔1995〕18号）』第1条は、「人民法院に訴訟提起される外国、香港、マカオ及び台湾に関する経済、海事海商紛争の案件では、当事者が契約において仲裁条項を締結し、又は事後に仲裁合意をした場合、人民法院は当該仲裁条項又は仲裁協議が無効、失効又は内容不明で実行できないと判断するとき、当事者の訴え提起を受理する前、本管轄区域における高級人民法院の審査を受けなければならない。高級人民法院が案件を受理する場合、その審査意見を最高人民法院に報告しなければならない。最高人民法院の回答を受ける前に、暫く受理しないとすることができる。」と規定している。実務において、最高人民法院は、通常、「復函（ここで「回答書」と訳する）」を利用して、高級人民法院及び下級人民法院に指導的な意見を示している。

荷証券の裏面に記載されている仲裁条項は、不特定多数の者を相手方として利用されるため、事前に船荷証券の裏面に印刷される標準約款である。当該標準約款は、荷送人の紛争解決方法を選択する権利を排除するものであり、当事者双方の合意を示すものでない。さらに、運送人は、船荷証券発行の際、当該条項について荷送人と協議したこと、又は合理的に提示又は説明を行ったことも立証できない」ので、当該仲裁条項を無効と判示した（「2009」浙轄終字第192号）。

②表面約款

原告中国・北京埃力生進出口有限公司対被告日本・太陽航行貿易有限公司、シンガポール・松加船務有限公司間の海上貨物運送契約に関する紛争では、船荷証券の表面に「The owner shall have an absolute lien on the cargo for all freight, dead freight, demurrage/detention and costs/expenses including attorney's fees, of recovering the same, which lien shall continue after delivery of the holders of any bills of lading covering the same, or of any storeman. In the event charter party is not sufficiently incorporated above, any and all disputes arising out of this bill are to be arbitrated in London or new York, at owner's/carrier's option, subject to the SHELL VOY84 arbitration clause」と記載されていた。

最高人民法院は、湖北省高級人民法院による仲裁条項を無効と判断する旨の報告書を受領した後、回答書で「本件船荷証券は傭船契約に基づき発行されたが、船荷証券の表面に記載されている仲裁条項は傭船契約から摂取されたものではなく、船荷証券上の仲裁条項として認められるべきである。海商法95条に基づき、運送人と船荷証券所持人の間の権利と義務は船荷証券上の約定に従うべきである。本件で、船荷証券表面にはいかなる紛争についてもロンドン又はニューヨークの仲裁に付託されると記載されているが、船荷証券における仲裁条項が運送人による一方的な意思表示であるので、船荷証券所持人を拘束しない」という意見を表明した（「2007」民四他字第14号）¹³。

実務において、傭船者又は荷送人ではない船荷証券所持人が事前に運送人と協議したうえで、船荷証券に仲裁条項を挿入したり、傭船契約の仲裁条項を摂取するということは、通常想定されていない。船荷証券の表面に明確に記載される仲裁条項の効力が一切認められないのであれば、傭船契約における仲裁条項の摂取若しくは船荷証券の表面又は裏面に記載されている仲裁条項の有効性について検討することは不要となる。この回答が行われた時期、最高人民法院は船荷証券上の仲裁条項の有効性について最も厳しい態度を取っていた。

(2) 船荷証券に摂取される傭船契約の仲裁条項

①裏面約款による摂取

リベリア・リベリア力量船務公司対中国・重慶新涪食品有限公司間の海上貨物運送契約に關

¹³ (1) 温州市軽工工芸对外貿易公司対フランスのCMA船会社間の海上物品運送契約に関する紛争における管轄権異議申立て事件では、船荷証券の表面に赤字で「All claims and disputes arising under or in connecting with this bill of lading shall be determined by the courts of MARSEILLES at the exclusion of the courts of any other country」という文言が記載されていた。2000年に荷送人である温州市軽工工芸对外貿易公司が、貨物滅失に基づく損害賠償を求めてアモイ海事法院に訴え提起したが、被告の運送人は管轄権の異議を申し立てた。海事法院は、船荷証券は運送契約を証する書面であり、船荷証券が発行された際に、原告が管轄条項について異議を提出しなかつたので、管轄条項は当事者双方の合意に基づくものと見做されたとした。結局、海事法院は運送人の管轄異議を認めて、原告の訴えを却下した。その後、本件は控訴されたが、高級人民法院は一審を支持した。

する紛争事件では、船荷証券の裏面に、「all terms and condition, liberties and exceptions of the Charter Party, dated as overleaf, including the Law and Arbitration Clause, are herewith incorporated」と規定されていた¹⁴。本件で、最高人民法院は、本件の仲裁条項が船荷証券の表面ではなくて、裏面に規定されているので、当該船荷証券に有効に摂取されたと見做されるべきではなく、したがって、傭船契約上の仲裁条項が本件の船荷証券所持人を拘束しないという意見を湖北省高級人民法院に回答した（「2006」民四他字第 26 号）。

また、原告中国平安財産保険股份有限公司大連分公司対被告中遠航運股份有限公司、広州遠洋運送公司の海上貨物運送契約上の保険代位求事件において仲裁条項の効力が争われた。本件船荷証券は GENCON94 と共に利用されるものである。船荷証券の表面と裏面には「to be used with Charter-Parties」という文言が記載され、さらに船荷証券の表面には「2004 年 4 月 15 日の傭船契約における条項、条件、免責などが当該船荷証券に摂取される」と記載されていた。また、裏面約款の第 1 条は「表面にある期日付きの傭船契約におけるすべての条項（免責条項、法律適用条項及び仲裁条項を含む）が船荷証券に摂取されるものとする」と規定している。最高人民法院は、湖北省高級人民法院に対する回答書において、「船荷証券の表面には傭船契約における仲裁条項を船荷証券に摂取すると明確に記載しておらず、船荷証券裏面に記載される標準約款では仲裁条項摂取の効力を認めることはできない」という意見を表明した（「2007」民四他字第 49 号）。

②表面約款による摂取

杭州龍達差別化ポリエステル有限公司対永吉海運有限公司、舟山市永吉船務有限公司間の海上貨物運送契約に関する紛争事件では、浙江省高級人民法院は、前述の「2007」民四他字第 14 号事件における最高人民法院の態度に影響されたものと考えられ、「龍達公司は船荷証券所持人及び荷受人にすぎず、船荷証券を取得する際に船荷証券及び傭船契約の内容に関与できず、仲裁条項を定める協議に参加できないので、当該条項は真の意思を表示するものではない…本件傭船契約上の仲裁条項は有効に船荷証券に摂取されておらず、船荷証券所持人を拘束できない」という報告書を最高人民法院に提出した。これに対する最高人民法院の回答書には、「本件船荷証券の表面に『当該運送は船主と傭船者が締結する傭船契約の条項に従い、当該傭船契約におけるすべての条項、条件および免責が当該運送に適用される』と記載されているが、当該船荷証券の摂取条項は傭船契約の仲裁条項を含むことを明確に記載していない。したがって、当該傭船契約における仲裁条項は船荷証券に有効に摂取されておらず、船荷証券所持人を拘束しない」という意見が表明された（「2008」民四他字第 33 号）。

本件をみると、最高人民法院は、前記北京埃力生進出口有限公司と太陽航行貿易有限公司、松加船務有限公司の海上貨物運送契約紛争における船荷証券仲裁条項の効力を厳格に認めない立場から緩和しており、再び、仲裁条項を摂取する方法に関連して仲裁条項の有効性が検討されるようになったものと思う。

また、原告の太平洋財産保険股份有限公司上海分公司対被告の太陽海運有限公司、遠洋貨船有限公司、聯合王国保賠協会間の海上貨物運送契約に関する紛争事件では、船荷証券の表面には、「all terms, (including arbitration clause) conditions as incorporated herein as if fully written,

¹⁴ 本件船荷証券は傭船契約に基づき発行されたものである。原告の重慶新涪食品有限公司は船荷証券上の荷受人である。船荷証券の表面には、「1) Bill of Lading to be Used with Charter Parties、2) Charter Party Dated 30th March 2004、3) For Conditions of Carriage See Overleaf」と記載されていた。

anything to the contrary contained in this bill of lading notwithstanding」と記載されていた。最高人民法院は、湖北省高級人民法院に対する回答書にて、「本件船荷証券は傭船契約と一緒に利用される標準船荷証券であり、船荷証券の表面に傭船契約の仲裁条項が摂取されると明確に記載されているが、傭船契約の当事者の名称及び締結日が記載されておらず、摂取される傭船契約が明確に確定できないので、船荷証券の表面における仲裁条項は船荷証券所持人又は保険会社を拘束できない」という意見が示された（「2008」民四他字第50号）。

(3) 保険代位者に対する仲裁条項の効力

中国人民保険公司アモイ分公司対中波輪船股份公司間の保険代位求償紛争事件では、管轄権の有無が争われた。本件では、中国人民保険公司アモイ分公司が保険金を支払った後、中波輪船股份公司に保険代位求償のため、広州海事法院に訴訟を提起した。中波輪船股份公司は船荷証券上の仲裁条項に基づき管轄権の異議を提起した。当該船荷証券は傭船契約に基づき発行されるものではなくて、裏面約款に「that should any dispute arise under this Bill of Lading between Shippers, Carrier, Charterer and/or Consignees, the matter in dispute shall be referred to arbitration in London, in accordance to Arbitration Act 1979, as amended from time and it is hereby agreed, Mr. Alan Burbidge to act as sole arbitrator. Any and all claim to be presented and arbitrated, if so required, within twelve months of final discharge.」と規定されていた。

最高人民法院は、広東省高級人民法院に対する回答書にて、「本件船荷証券裏面約款の仲裁条項の効力について、当事者が合意しているイギリス仲裁法に基づき判断すべきである。仲裁条項は、船荷証券の当事者が船荷証券から生じる紛争を協力して解決するために締結されるものであり、船荷証券上の権利と義務から独立する手続き上の約款である。保険者は、保険契約にしたがい代位求償権を取得した後、船荷証券における実体上の権利と義務のみ継受する。したがって、保険会社が船荷証券上の仲裁条項を明確に承認しないかぎり、保険会社は仲裁条項に拘束されない」という意見を示した（「2004」民四他字第43号を参照）。

また、「最高人民法院による中国太平洋財産保険股份有限公司北京分公司対北京中遠物流有限公司、天津振華国際船舶代理有限公司、尼罗河航運私有有限公司間の海上貨物運送契約の保険代位求償事件に係る仲裁条項の有効性に関する回答書」（「2009」民四他字第11号）は、「運送契約の当事者が仲裁で紛争を解決するために仲裁条項を締結するのである。保険者は保険契約に基づき保険金の支払いを行った後、運送人及びその他責任者に対して貨物損害の代位求償権を行使することができる。保険者は運送契約の当事者として仲裁条項の合意に関与できず、仲裁条項は保険者の意思表示ではないので、保険者が明確に仲裁条項を認めない限り、保険者は仲裁条項に拘束されない」という意見を示した。

要するに、最高人民法院は、仲裁条項は手続き上の合意であるので保険代位が認められず又は保険者の意思表示ではないという理由で、保険者が仲裁条項の効力を認めない限り、仲裁条項に拘束されないという旨を明確に表明している。

2. 外国仲裁判断の承認及び執行

中国では、ニューヨーク条約に加入して以降、外国仲裁判断の承認及び執行が可能となった。また、中国と一部の国との間では相互司法協助条約が締結されているので、当該条約に基づき仲裁判断を承認及び執行することが可能である。人民法院は、ニューヨーク条約、中国民訴法及

びその他関連法規に基づき、外国仲裁判断の承認の可否を判断する。

(1) イギリス海事仲裁判断の承認及び執行拒否

実務では、イギリス（ロンドン）海事仲裁が選択されることが多いので、本稿では中国で公表されている13件のイギリス海事仲裁判断の承認を拒否した事件を紹介し、拒否の事由および関連法規定について纏めてみる。

結果	事由	法規定	判決
申立てを却下 (承認及び執行の拒否)	執行申立て期間の経過	ニューヨーク条約3条及び中国民訴法の関係規定	〔2006〕広海法他字第1号、 〔2004〕津海法確字第1号、 〔1997〕広海商字第53号、 〔1997〕広海法深字第93号、 〔1997〕広海法深字第92号。
	仲裁合意の不存在又は無効	ニューヨーク条約2条及び5条1項(a)	〔2009〕廈海法認字第2号、 〔2005〕広海法他字第1号、 〔2004〕広海法他字第1号。
	適当な通告の不受領又は陳述権の喪失	ニューヨーク条約5条1項(b)	〔2006〕民四他字第34号、 〔1997〕広海商字第53号。
	仲裁廷の構成若しくは仲裁手続の仲裁合意又は仲裁地法に違反	ニューヨーク条約5条1項(d)	〔2010〕津海法確字第6号、 〔2016〕廈海法認字第1号。
	仲裁範囲を超過；仲裁判断の拘束力無し、取下げ、又は執行停止；紛争事項が仲裁に適しない；中国の公共政策に違反	ニューヨーク条約5条1項(c)、(e) および2項	無し
申立て不受理			〔2015〕民申字第3170号
申立てを却下 (管轄権を有する人民法院に申立てすべき)	事件を受理した人民法院の管轄権不存在	中国民訴法283条、海事訴訟特別手続法11条	〔2014〕広海法他字第2号

(2) 拒否事由

ニューヨーク条約5条1項は、「判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる」と規定し、(a)乃至(e)の拒否事由をあげている。

①仲裁合意の不成立又は無効

ニューヨーク条約5条1項(a)は、「第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の中の法令により有効でない」と規定している。ここで「第2条に掲げる合意」は書面で合意する必要がある。

韓進船務有限公司によるイギリス仲裁判断の承認及び執行の申立て事件¹⁵においては、仲裁合意の不存在を理由に申立てが認められなかった。本件では、船荷証券の表面に「傭船契約と一緒に利用する」と記載され、裏面約款にて「船荷証券の表面に記載される傭船契約におけるすべての条件、条項、権利及び免責事項（法律の適用及び仲裁条項を含む）は当該船荷証券に摂取されるものとする」と規定されている。しかし、いずれの傭船契約が摂取されるかについて明確に特定していなかった。韓進船務有限公司は、Contract of Affreightment が船荷証券に記載されている傭船契約であることを立証できておらず、また韓進船務有限公司は Contract of Affreightment の当事者ではないことから、Contract of Affreightment の条項は船荷証券に摂取されず、韓進船務有限公司と被申立人間に仲裁合意は存在しないと判示された。

②適當な通告の不受領、又は陳述権の喪失

ニューヨーク条約5条1項(b)は、「判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適當な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと」と規定している。ここで、通告の方式と効力は、司法手続中の送達方式ではなく、当事者の合意、仲裁規則又は仲裁地法に基づき判断すべきである。実務において、被申立人が適當な通告を受けなかったという理由で抗弁するとき、人民法院は、常に、郵送、ファクス、電子メールなどの方式の送達が双方の合意、仲裁規則及び仲裁地法に合致するか否かを審査したうえで、通知送達の適切性を判断する。

邦基有限公司によるイギリス仲裁判断の承認と執行を申立てた事件¹⁶では、仲裁人を選任するため、ファクスで被申立人に通告したことが認められた。本件で、最高人民法院は、当事者双方が送達方式について特別な合意しない限り、いかなる有効な方式で送達しても認められるべきという意見だった。

電子メールによる送達の場合、仲裁規則と仲裁地法に明確な規定がない場合、申立人は被申立人が送達を受領したことを立証しなければならない。世界海運管理公司がイギリス仲裁判断の承認及び執行を申し立てた事件¹⁷では、申立人は第三者を通じて電子メールにより被申立人に通告を送達した。このような送達方法を利用することは可能であるが、申立人は被申立人が通告を受領したことを証明できた場合に限り、送達が有効になるとされた。本件では、被申立人による電子メールの返信又はその他被申立人が電子メールを受領したことを証明できる証拠を提出できなかつたので、仲裁判断の承認及び執行が認められなかつた。

③仲裁廷の構成又は仲裁手続きの不当

ニューヨーク条約5条1項(d)は、「仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意にしたがっていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令にしたがっていなかったこと」と規定している。仲裁廷の構成又は仲裁手続きに関する当事者の仲裁合意が仲裁地法に優先して考慮されるべきである。

韦斯頓瓦可公司がイギリス仲裁判断の承認及び執行を申し立てた事件¹⁸では、当事者に選任

¹⁵「2005」広海法他字第1号を参照。

¹⁶「2006」広海法他字第1号及び「2006」民四他字第47号を参照。

¹⁷「2006」民四他字第34号を参照。

¹⁸「2012」民四他字第12号を参照。

された仲裁人が辞任した場合の解決方法について双方の合意がないことから、1996年のイギリス仲裁法が適用されるとした。1996年のイギリス仲裁法は、このような場合には、被申立人に対する通知後、申立人は裁判所に仲裁廷の構成について申立てを行わなければならないと規定している。本件では申立人が指名した仲裁人が単独で仲裁判断を行った。最高人民法院は、仲裁廷の構成が仲裁地法に違反するという理由で、当該仲裁判断の承認を拒否した。

④ 申立期間の経過

外国仲裁判断の承認及び執行の申立期間については、ニューヨーク条約加入以降、2007年に中国民訴法が改正されるまで、当事者が個人の場合と法人の場合に分けて規律されていた。当事者双方又は一方が個人の場合には、申立期間は1年であった。他方、当事者双方が法人である場合には、申立期間は6か月であった。2007年の中国民訴法改正の際、個人と法人を区別せず、2年に統一した。また、執行申立ての中止と中断は訴訟時効の中止と中断に関する規律に準ずると規定された（中国民訴法215条）。2012年の中国民訴法改正の際には、執行申立期間についての変更はされなかった。

1982年の中国民訴法（試行）は申立期間の起算点についての規定を設けていなかったが、1991年の中国民訴法は「期限は、法律文書に規定される履行期間の最終日から起算する。法律文書に複数の履行が規定される場合、各履行期間の最終日から起算する」と規定した。2007年の中国民訴法の改正の際に、「法律文書に履行期間が定められなかった場合、法律文書の発行日から起算する」と補足された。2012年の中国民訴法の改正の際には、この点に関する変更はなかった。

前述のとおり、2007年の改正前は、個人の場合の申立期間は1年で、法人の場合は6か月という短い期間であった。申立期間の経過により外国仲裁判断の承認及び執行が却下された事件は5件あるが、すべて2007年以前の事件である。2007年の改正により、申立期間が2年に延長され、さらに申立期間の中止及び中断に関する規定も設けられ、申立人の利益が図られるようになった。

第五 おわりに

本稿では、仲裁手続きの概要の他、外国当事者にとって関心が高いであろう船荷証券上の外国仲裁条項の有効性を紹介した。日本の実務では船荷証券上の外国仲裁条項は有効と考えられているが、中国では船荷証券上の裁判管轄条項と同様に無効とされる傾向にある。また、同様に関心が高いであろう外国仲裁判断の中国での承認及び執行については、ニューヨーク条約締約国における仲裁判断は承認及び執行が認められるのが原則であることから、拒否された事例を紹介した。申立期間が2年に延長されたことから、今後は、仲裁合意の不存在又は手続きに瑕疵がある場合が主な拒否事由となり、例外的な場合に限られることになるであろう。

本研究会では、これまで船舶の差押えや裁判管轄など海事裁判手続きについて紹介してきたが、中国における海事仲裁について日本においてこれを扱う文献は多くないように思われるのと、これを紹介することは実務的に有意義であることから概要を紹介することにした。